

学力向上専門員 登録者募集概要（板橋区）

以下の要件を確認いただき、〔採用選考申込書〕と〔課題論文〕をご提出ください。ご応募いただいた方には、学力向上専門員の欠員状況に応じて選考の連絡をいたします。なお、欠員が発生しない場合、ご応募いただいても選考のご連絡はいたしませんのでご了承ください。

主な職務内容	(1) 個別学習・グループ学習の指導 (2) 学校独自のチームティーチング、少人数指導実施の支援 (3) 放課後や休業期間中等の補習授業、児童・生徒への支援 (4) 学級担任の補助 (5) その他、教育委員会が特別に認める業務
登録資格	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状（養護及び栄養教諭を除く）を取得している者で、地方公務員法第16条の各号に該当しない者
申込期間	随時 ※この申込みは、令和8年3月末まで候補者登録させていただきます。
選考内容	書類・資格審査、課題論文、面接 ※ 既に勤務している学力向上専門員の途中退職等により欠員が生じた場合、書類選考の上、面接の連絡をいたします。
雇用期間	任用日から採用年度の3月31日まで ※ 原則1ヶ月間は条件付採用期間となります。
勤務場所	板橋区立の幼稚園、小学校及び中学校 ※ 配属先は、板橋区教育委員会事務局指導室長が決定します。
勤務条件	(1) 勤務日数 年224日（1日4時間勤務6日間を含む） ※ 勤務を開始した月に応じて勤務日数が異なります。 (2) 勤務時間 1日5時間45分（原則8時15分～15時。休憩を含む） 1日4時間（原則8時15分～12時15分）※年6日間 ※ 勤務時間の割り振りは、各学校園により変更することがあります。 (3) 報酬 時給2,260円（地域手当を含む）※令和7年4月1日時点 ※ 勤務日数に応じた額を原則として翌月15日にご指定の金融機関口座に振込みます。 (4) 賞与あり ※ 基準日あり (5) 通勤費 交通機関等を使用して通勤する場合、通勤費が支給されます。 ※ 通勤距離、通勤方法などに一定の制約があり、支給対象とならない場合もあります。 (6) 旅費 出張した場合、実費額が支給されます。 (7) 社会保険 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 (8) 休暇関係 年次有給休暇、慶弔休暇（有給）、夏季休暇（有給）等が付与されます。 (9) 公務災害 公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

【 参 考 】

地方公務員法 第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

板 橋 区 教 育 委 員 会 事 務 局

173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

指導室学習支援係 電話 03-3579-2615

板橋区ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>